

# 「熱延鋼板へのダンピング税徴収免除 及びその他の布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

熱延鋼板へのダンピング税徴収免除  
及びその他の布告

● 仏暦二五四八年・日本、南アフリカ共和国、ロシア連邦、カザフスタン共和国、インド共和国、大韓民国、台湾、ベネズエラ共和国、アルゼンチン共和国、ウクライナ、アルジェリア人民民主主義共和国、インドネシア共和国、スロバキア共和国、ルーマニアを原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板商品へのダンピング対抗についてのダンピング及び助成審査委員会布告(第八版)

仏暦二五四六年七月一日付けの仏暦二五四六年・日本、南アフリカ共和国、ロシア連邦、カザフスタン共和国、インド共和国、大韓民国、台湾、ベネズエラ共和国、アルゼンチン共和国、ウクライナ、アルジェリア人民民主主義共和国、インドネシア共和国、スロバキア共和国、ルーマニアを原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板商品へのダンピング対抗についてのダンピング及び助成審査委員会布告(第六版)によって改定増補された仏暦二五四六年五月二二日付けの仏暦二五四六年・日本、南アフリカ共和国、ロシア連邦、カザフスタン共和国、インド共和国、大韓民国、台湾、ベネズエラ共和国、アルゼンチン共和国、ウクライナ、アルジェリア人民民主主義共和国、インドネシア共和国、スロバキア共和国、ルーマニアを原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板商品へのダンピング対抗についてのダンピング及び助成審査委員会布告(第五版)により当該国を原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板の輸入にダンピング対抗税を五年間課すことを定め、冷圧延鋼板プロセスを通じて諸関連産業に使用される目的でのみ王国に輸入された一〇品目の熱圧延鋼板商品に対するダンピング対抗税徴収免除での量と期間を定めたが、

ダンピング及び助成審査委員会は仏暦二五四八年二月一日に、熱圧延鋼板製造者及び原料として熱圧延鋼板を使用する冷圧延鋼板製造者による仏暦二五四八年一月一四日付けの合意に基づき、かつ鉄鋼需要量の増加と輸入代替のための商品製造の遅れに対処するため、冷圧延鋼板プロセスを通じて自動車及び部品、電機、電機用亜鉛メッキ鋼、及び鋼棒の品質が厳しい亜鉛メッキ鋼の諸関連産業に使用される目的でのみ王国に輸入された一〇品目の熱圧延鋼板商品に対するダンピング対抗税徴収免除のもとでの輸入量の増量の原則を承認した。

ここに、仏暦二五四二年・外国商品のダンピング及び助成対抗法令の第七条、第四九条及び第七三条の内容に基づく権限に依拠して、委員会は以下のように布告を制定する。

第一項

本布告を「仏暦二五四八年・日本、南アフリカ共和国、ロシア連邦、カザフスタン共和国、インド共和国、大韓民国、台湾、ベネズエラ共和国、アルゼンチン共和国、ウクライナ、アルジェリア人民民主主義共和国、インドネシア共和国、スロバキア共和国、ルーマニアを原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板商品へのダンピング対抗についてのダンピング及び助成審査委

員会布告（第八版）」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から仏暦二五五一年五月二六日まで施行する。[注／二〇〇五年三月二四日から二〇〇八年五月二六日まで]

第三項

仏暦二五四六年七月一日付けの仏暦二五四六年・日本、南アフリカ共和国、ロシア連邦、カザフスタン共和国、インド共和国、大韓民国、台湾、ベネズエラ共和国、アルゼンチン共和国、ウクライナ、アルジェリア人民民主主義共和国、インドネシア共和国、スロバキア共和国、ルーマニアを原産地とするコイル・非コイル種の熱圧延鋼板商品へのダンピング対抗についてのダンピング及び助成審査委員会布告（第六版）の第四項の内容を廃止し、以下の内容に替える。

「第四項

前掲の一四ヶ国を原産地とする関税タリフ番号七二〇八・三七統計番号〇二二 〇二三、関税タリフ番号七二〇八・三八統計番号〇二二 〇二三 〇三二 〇三三、関税タリフ番号七二〇八・三九統計番号〇二二 〇二三に基づく冷圧延鋼板プロセスを通じて自動車及び部品、電機、電機用亜鉛メッキ鋼、及び鋼棒の品質が厳しい亜鉛メッキ鋼の諸関連産業に使用される目的でのみ王国に輸入された一〇品目の熱圧延鋼板商品に対するダンピング対抗税徴収を以下のように免除する。

初年度／仏暦二五四六年〔西暦二〇〇三年〕七月二日から仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕七月二〇日までは四七万トン以下の輸入。

次年度／仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕七月二日から仏暦二五四八年〔西暦二〇〇五年〕七月二〇日までは四四万八〇〇〇トン以下の輸入。

三年度／仏暦二五四八年〔西暦二〇〇五年〕七月二日から仏暦二五四九年〔西暦二〇〇六年〕七月二〇日までは四六万トン以下の輸入。

四年度／仏暦二五四九年〔西暦二〇〇六年〕七月二日から仏暦二五五〇年〔西暦二〇〇七年〕七月二〇日までは二八万五〇〇〇トン以下の輸入。

五年度／仏暦二五五〇年〔西暦二〇〇七年〕七月二日から仏暦二五五一年〔西暦二〇〇八年〕五月二六日までは三万七〇〇〇トン以下の輸入。

仏暦二五四八年三月七日布告

（官報告示日は同年三月二三日）

●危険、損害もしくは重大な苦痛を生じさせる恐れのある工場事業を営む場合の操業基準の件についての工業省布告

(前文省略)

第一項

いずれかの工場事業が工場内、もしくは工場周辺の人または財産に危険、損害、あるいは重大な苦痛を生じさせる恐れ、あるいは環境に影響を及ぼす恐れがある場合、仏暦二五三五年工場法令の第三十九条第一段に基づき、直ちにその工場の事業者による操業停止を命じる。工場事業者が工場の改善、もしくは正しい遂行ができた時は、工場事業の操業再開を命じ、工場の改善もしくは正しい遂行ができない場合は工場の閉鎖を命じる。

第二項

工場事業者が汚物もしくは危険な廃棄物を工場周辺外部に廃棄、あるいは許可を得ていない場所、または仏暦二五三五年工場法令の内容に基づき制定された汚物もしくは廃棄物の処理についての工業省布告第六号（仏暦二五四〇年）で規定されたところに基づく正しく適当な場所ではない場所に埋め、かつ法律に違反する、または従わないことをはっきりと意図していた場合、工場事業者に対し仏暦二五三五年工場法令の第三十九条第一段に基づき、直ちに工場の操業停止を命じる。工場事業者が工場の改善、もしくは正しい遂行ができた時は、工場事業の操業再開を命じ、工場の改善もしくは正しい遂行ができない場合は工場の閉鎖を命じる。

第三項

第二種工場の操業許可書もしくは許可書の代用書、あるいは通知受領書の発行にあたり、工場事業者は注意点または警告文を工場操業の条件として定める。このとき幅約3センチ、長さ約6センチの大きさで、「警告：操業により危険、損害もしくは重大な苦痛を生じさせる恐れのある場合は直ちに、工場の改善ができるまで操業停止命令、もしくは工場の閉鎖命令を受ける」という内容の赤インクのスタンプによってこれをなす。

当該内容のスタンプは、第三種工場であれば許可書または許可書の代用書の第一頁の視認しやすい所に押印し、第二種工場であれば第二種工場操業通知受領書の第一頁の視認しやすい所に押印する。

本布告の施行前に発行された許可書、許可書の代用書、もしくは第二種工場の操業通知受領書であれば、係官がその工場を年次検査で、または工場が苦痛を生じさせている、あるいは工場に係る苦情申立人がいる場合の検査で立ち入る際に同一の当該内容のスタンプを押印する。

仏暦二五四七年一〇月四日布告

● 仏暦二五四七年・ガソール油の形態及び品質を定めるエネルギー事業局布告（第三版）

(前文省略)

第一項

本布告を「仏暦二五四七年・ガソール油の形態及び品質を定めるエネルギー事業局布告（第三版）」と呼ぶ。

第二項

本布告は仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕十一月一五日に施行する。

第三項

仏暦二五四七年六月八日付けの仏暦二五四七年・ガソール油の形態及び品質を定めるエネルギー事業局布告（第二版）を廃止する。

第四項

ガソール油とはエタノールの混合成分を有するベンジン油〔注／ガソリン〕を意味する。

第五項

ガソール油の種類は以下の二種類とする。

- （一）オクタン9 1 ガソール油
- （二）オクタン9 5 ガソール油

第六項

本布告は海上輸送により王国外で、あるいは関税法に基づく保税区内で、または保税区間で販売する、もしくは販売目的で保管するガソール油には適用しない。

第七項

第八項及び第九項の規定下にガソール油の形態及び品質は本布告末尾の付帯詳細に従う。

ガソール油への添加剤の添加は石油取引業者が承認を求め通知し、エネルギー取引局長から承認を得なければならない。

第八項

石油取引業者が販売する、もしくは販売目的に保管するガソール油の形態及び品質は、以下の場合、本布告末尾の付帯詳細で規定されたところに従わなくともよい。

- （一）自動車輸送で王国外に輸出するにあたってのガソール油。
- （二）王国外に出国する乗物に使用されるガソール油。
- （三）ベンジン・エンジンに使用される以外の使用のためのガソール油。
- （四）政府のプロジェクトもしくは政策、あるいは研究で使用されるガソール油。

(五) 添加剤の件での規定でのみ販売するために準備されるガソホール油。

(六) (一) の目的のために石油取引業者に販売されるガソホール油。

(七) (二) (三) (四) 及び (五) に基づく目的で第七条に基づく石油取引業者間で販売されるガソホール油。

#### 第九項

本布告末尾の付帯詳細第一四項目に基づくガソホール油の混合成分に使用されるエタノールが不足する場合、石油取引業者はエタノールに代わり他の水酸化物を使用することができるが、エネルギー事業局長に承認を求め、承認を得なければならない。

局長がエタノールに代わる他の水酸化物の使用を承認した時、エネルギー取引局は承認証明書を発行する。このとき承認証明書の期限を定める。

エタノールに代わる他の水酸化物の使用承認申請は、エネルギー事業局燃料油品質事務所に提出する。

#### 第一〇項

第八項に基づくガソホール油の販売もしくは販売目的の保管を希望する石油取引業者は、本布告末尾のノーポー 4 1 6 書式の通知書を提出することにより承認を求め、当該石油の特に本布告末尾の付帯詳細で定めた規定に従っていない部分についての形態及び品質について通知しなければならない。

#### 第一一項

局長が第一〇項に基づき石油取引業者が通知したガソホール油の形態及び品質を承認した時、エネルギー事業局は本布告末尾のノーポー 4 1 7 書式に従い承認証明書を発行する。

第一段に基づく承認証明書は発行日から一年の期限を有する。

#### 第一二項

第一一項の承認証明書を受け取った石油取引業者は以下の要件に従わなければならない。

(一) 第八項に基づくガソホール油の保管及び輸送は、石油取引業者が承認申請書に示したところに従わなければならない。

(二) 第八項に基づくガソホール油の調達、販売及び残量データをノーポー 4 1 8 書式に従い翌月の一五日までにエネルギー事業局に報告する。

#### 第一三項

ガソホール油に添加物を添加する石油取引業者は、本布告末尾のノーポー 4 1 9 書式に従いガソホール油への添加で承認を申請するために申請書を提出する。このとき添加物のサンプルを〇・五リットル、無添加のガソホール油のサンプルを三リットル、及び添加済みのガソホールの

サンプルを一リットル同時に提出する。

第一四項

局長が石油取引業者の通知したガソール油への添加物添加を承認した時、エネルギー事業局は本布告末尾のノーポー 4 2 0 書式に従い証明書を発行する。

第一五項

第一四項に基づく承認証明書を受け取った石油取引業者は、係官がいつでも検査できるように、本店もしくは添加物を添加する石油精製所に添加物添加に係る記録文書を用意する。

第一六項

第八項もしくは第一三項に基づく承認申請のための通知書提出はエネルギー事業局燃料油品質事務所に提出する。

第一七項

局長が第一一項に基づきガソール油の形態及び品質を承認した、あるいは第一四項に基づきガソール油への添加物添加を承認した後、事後に承認申請で使用了書類に事実との相違点、または事実に反する点があることが明らかになった場合、局長は石油取引業者に修正を命じ、石油取引業者は命令を受けた日から三〇日以内に修正した書類を提出する。

石油取引業者が第一段落で定めた期間内に当該書類を提出しなかった場合、第一一項もしくは第一四項に基づき発行した証明書の取り消しを命じることができる。

第一八項

すでに承認を受けた第一一項もしくは第一三項に基づき通知、提示した詳細について改定増補を希望する石油取引業者は、改定増補を希望する日より一五日前にエネルギー事業局に文面で事前通知する。

第一九項

本布告は、本布告の施行日前に適用されていた仏暦二五四七年六月八日付けの仏暦二五四七年ガソール油の形態及び品質を定める件についてのエネルギー事業局布告に基づき石油取引業者が承認証明書を受け取っていた第一一項に基づき形態及び品質の承認、もしくは第一四項に基づく添加物添加の承認には影響を及ぼさない。

仏暦二五四七年一〇月二九日布告

\* 末尾詳細（品質規定）

1、オクタン価

1・1、リサーチ・オクタン・ナンバー（検査方法ASTM D 2699）

（1）製造販売者・引渡し地

オクタン91=91・0以上

オクタン95=95・0以上

（2）販売者・引渡し地

オクタン91=90・6以上

オクタン95=94・6以上

1・2、モーター・オクタン・ナンバー（検査方法ASTM D 2700）

（1）製造販売者・引渡し地

オクタン91=80・0以上

オクタン95=84・0以上

（2）販売者・引渡し地

オクタン91=79・6以上

オクタン95=83・6以上

2、鉛含有量（グラム／リットル、検査方法ASTM D 5059）

オクタン91=0・013以下

オクタン95=0・013以下

3、硫黄含有量（重量百分率、検査方法ASTM D 4294）

オクタン91=0・05以下

オクタン95=0・05以下

4、リン含有量（グラム／リットル、検査方法ASTM D 3231）

オクタン91=0・05以下

オクタン95=0・05以下

5、腐食度（検査方法ASTM D 130）

オクタン91=1以下

オクタン95=1以下

6、酸化安定度（分、検査方法ASTM D 525）

オクタン91=360以下

オクタン95=360以下



7、ゴム量（グラム／100ミリリットル、検査方法ASTM D 381）

オクタン91=0.004以下

オクタン95=0.004以下

8、蒸留（摂氏温度、検査方法ASTM D 86）

8・1、温度

（1）蒸発（10%蒸発）

オクタン91=70以下

オクタン95=70以下

（2）蒸発（50%蒸発）

オクタン91=70以上、110以下

オクタン95=70以上、110以下

（3）蒸発（90%蒸発）

オクタン91=170以下

オクタン95=170以下

（4）沸騰点

オクタン91=200以下

オクタン95=200以下

8・2、かす（重量百分率）

オクタン91=2.0以下

オクタン95=2.0以下

9、蒸気圧（37.8度におけるキロパスカル、検査方法ASTM D 4953）

オクタン91=62以下

オクタン95=62以下

10、ベンジン量（重量百分率、検査方法ASTM D 5580）

オクタン91=3.5以下

オクタン95=3.5以下

11、アロマティクス量（重量百分率、検査方法ASTM D 4294）

オクタン91=35以下

オクタン95=42以下（○八年一月一日から35以下）

12、色（検査方法ASTM D 150またはASTM D 2392）

12・1、色の種類

オクタン91=青

オクタン95=オレンジ

12・2、色素量（ミリグラム／リットル）

オクタン91=7・0以上

オクタン95=10・0以上

13、水分量（重量百分率、検査方法ASTM E 203）

オクタン91=0・7以下

オクタン95=0・7以下

14、エタノール量（重量百分率、検査方法ASTM D 4815）

オクタン91=9以上、10以下

オクタン95=9以上、10以下

15、形状（視認）

濁っていない透明液体で、分離層・浮遊物質が無い

16、清浄用添加物

16・1、燃料噴射ポート X4（四乗）

16・2、取入口バルブ X4（四乗）

17、（もしあれば）その他の添加物

エネルギー事業局長から承認を得たところに従う。